

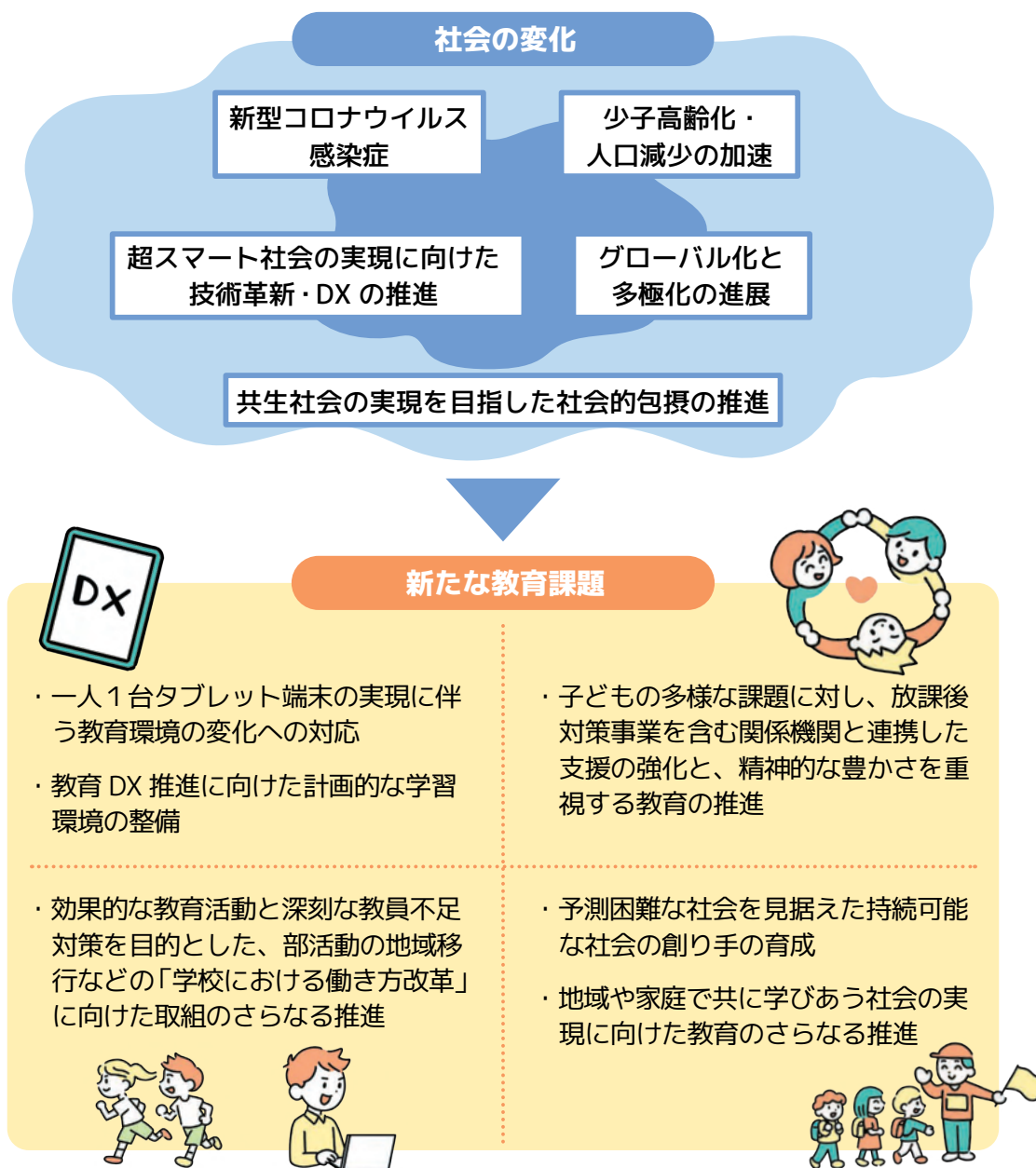
第**2**章

豊島区の教育をめぐる現状と課題

○ 社会の変化と新たな教育課題

教育は、社会がどのように変化しようとも時代を超えて変わらない価値である「不易」を大切にしつつ、一方で、時代の変化や社会の要請に応じ、新たに取り組むべき課題に迅速に対応していく必要があります。

昨今の教育を取り巻く社会の大きな変化に伴い、「豊島区教育ビジョン 2019」策定時には予測することができなかった課題や、より抜本的に対応すべき課題が発生しています。そうした課題への対応を「豊島区教育ビジョン 2025」の施策に位置づけることで、計画的に取り組んでいく必要があります。



○ 国の動向

(1)「こども基本法」の施行

国は、待機児童対策や幼児教育、保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など、子ども・子育て施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。このような危機的な状況を踏まえると、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、国においては、こども家庭庁の設置とともに、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくために包括的な基本法が必要であると考え、「こども基本法」を令和5(2023)年4月1日に施行するに至りました。

こども基本法

○ 基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

○ 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 「こども大綱」による施策の充実及び財政上の措置等

なお、豊島区では、「こども基本法」が施行される以前の平成18(2006)年より「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、いち早く子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映していくことを宣言し、取り組んできました。

○ 国の動向

(2)「第4期教育振興基本計画」の策定

政府は、中央教育審議会からの答申を受け、令和5(2023)年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。第3期計画期間のコロナ禍に伴うグローバルな交流や体験活動の停滞、不登校の子ども増加などの課題や、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて示された「令和の日本型学校教育」*の答申などの動向を踏まえ、「第4期教育振興基本計画」では「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」の2つをコンセプトとして、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針と、今後5年間の教育政策の16の目標と基本施策が示されました。

〈計画のコンセプト〉

2040年以降の社会を見据えた 持続可能な社会の創り手の育成

将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく 等

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 等

〈教育政策に関する基本的な方針〉

グローバル化する社会の持続的な 発展に向けて学び続ける 人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的な社会の発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 等

誰一人取り残さず、全ての人の 可能性を引き出す共生社会の 実現に向けた教育の推進

- ・個別最適・協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・ICT*等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 等

地域や家庭とともに学び支え合う 社会の実現に向けた教育の推進

- ・コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動の一体的推進
- ・家庭教育支援の充実による学校・地域・家庭の連携強化

教育デジタルトランスフォー メーション(DX)の推進

- ・GIGAスクール構想*、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教員のICT活用指導力の向上
- ・教育データの分析・利活用の推進、デジタルの活用・対面活動に係る学習場面等に応じた最適な組み合わせ

計画の実効性確保のための 基盤整備・対話

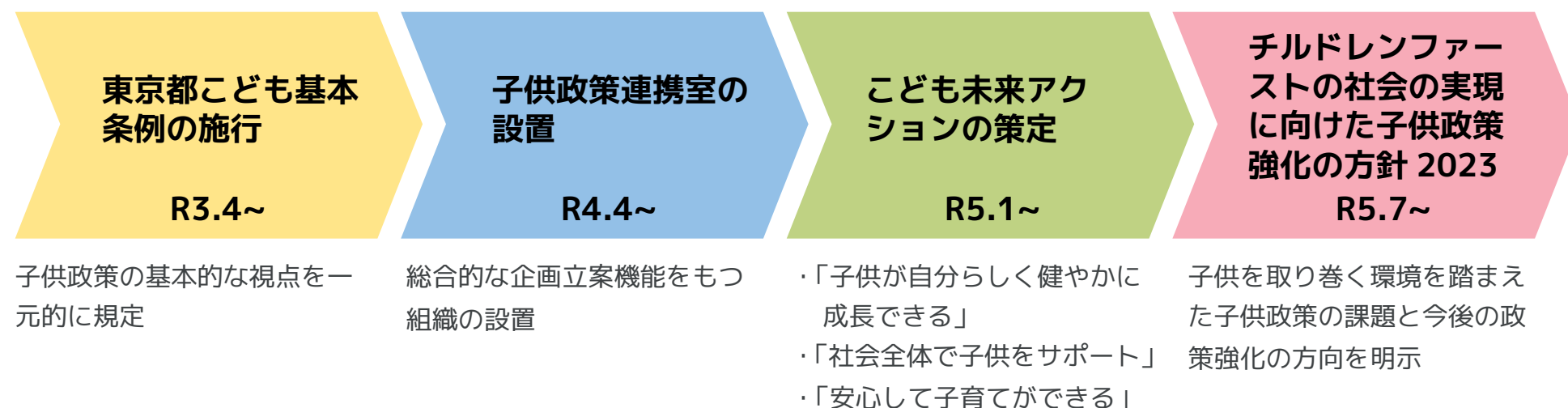
- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定 等

○ 東京都の動向

(1) 子ども目線での政策見直し

東京都は、令和3(2021)年4月に「子どもの権利条約」の精神に則り、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定した「東京都こども基本条例」を施行しました。令和4(2022)年4月に「チルドレンファースト」の社会の実現に向けた子ども政策全般の総合的な企画立案機能などを持つ「子供政策連携室」を設置しています。令和5(2023)年1月には、都政の政策全般を子ども目線で捉え直した「こども未来アクション」を策定し、「子供が自分らしく健やかに成長できる」「社会全体で子供をサポート」「安心して子育てができる」の3つの目標を掲げました。さらに、同年7月には子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向を示した「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2023」を策定するなど、いち早く子ども目線に立った政策の方向性を示しています。

〈東京都の子ども政策の主な流れ〉



○ 東京都の動向

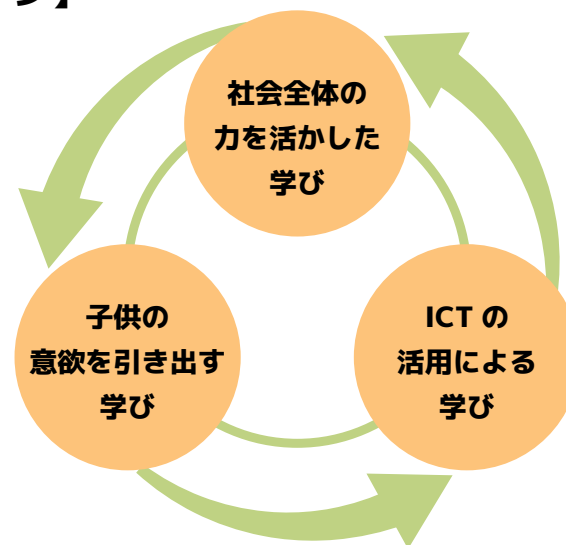
(2)「東京型教育モデル」

令和3(2021)年3月に「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」を東京都の目指す教育として掲げた「東京都教育施策大綱」が策定され、東京型教育モデルが明らかにされました。

「東京の目指す教育」を実現するため、従来の教育の在り方を転換し、「子供の個性と成長に合わせて意欲を引き出す学び」「子供の成長を社会全体で支え、主体的に学び続ける力を育む学び」「ICTの活用によって、子供たち一人ひとりの力を最大限に伸ばす学び」という3つの学びを基軸として、新たな「学び」を創出することが明記されました。

また、そのうち6つの事項を「東京型教育モデル」として特に重要で優先的に取り組む事項として取り上げました。

【展開のイメージ】



- ① 3つの「学び」を有機的に連携させ、新たな「学び」を創出
- ② 新たな「学び」を日々実践・改善しながら、理想の教育を追求
- ③ 社会の変化に柔軟に対応しながら、東京の目指す教育を実現

「東京型教育モデル」で実践する 特に重要な事項

- 1 一人ひとりの個性や能力に見合った最適な学びの実現
- 2 Society5.0 時代* を切り拓くイノベーション人材の育成
- 3 世界に羽ばたくグローバル人材の育成
- 4 教育のインクルージョンの推進
- 5 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
- 6 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

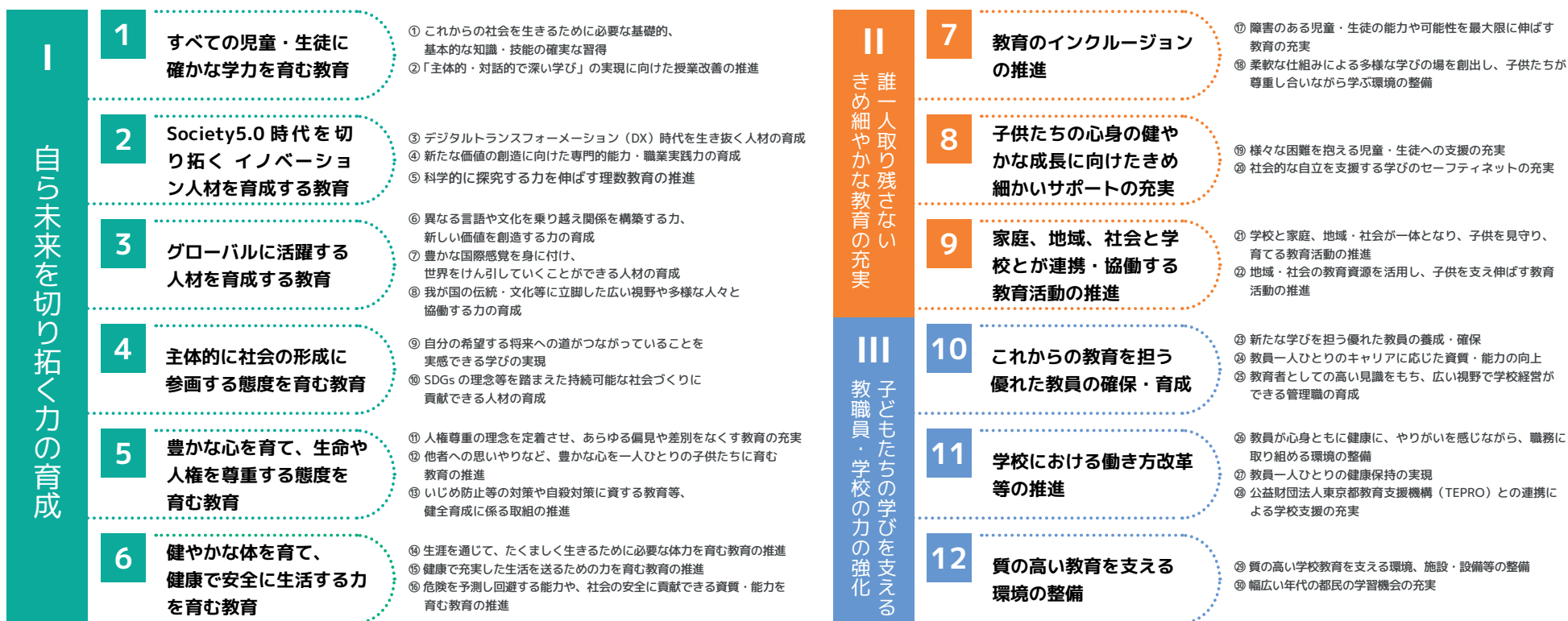
出典：東京都教育庁「東京都教育施策大綱」

○ 東京都の動向

(3)「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定

国の「第4教育振興基本計画」や「東京都教育施策大綱」の内容などを踏まえ、令和6(2024)年3月に「東京都教育ビジョン（第5次）」が策定されました。この「東京都教育ビジョン（第5次）」は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。

「東京の目指す教育」の実現に向けて「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の「柱」を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」が示されています。



○ 豊島区の動向

(1)「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」の策定

豊島区は、令和7(2025)年2月、新たな「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」を策定しました。

「豊島区基本構想」は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。基本構想の期間は、概ね10年としています。

「豊島区基本計画」は、基本構想を実現するために、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる計画です。

「豊島区基本構想」では、「誰もがいつでも主役」「みんながつながる」「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の3つの理念（基本構想全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針）のもと、7つの目指すべきまちづくりの方向性と基本計画の骨子となる施策の体系を示しています。



「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」におけるまちづくりの方向性



1 地域と共に支えあう安全・安心なまち

2 子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

3 生涯にわたり健康で、
地域で共に暮らせる福祉のまち

4 豊かな心と活発な交流を育む
多彩な文化のまち

5 活気のにぎわいを生みだす
産業と観光のまち

6 共につくる地球にも人にもやさしいまち

7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

豊島区の動向



「豊島区基本計画」におけるまちづくり方向性・施策の体系



1. 施策の体系

1

地域と共に支えあう安全・安心なまち

防災・減災 健康危機管理

- ① -1 区民の生命を守る総合危機管理力の向上
- ① -2 区民防災力の向上
- ① -3 災害時避難者・災害時要援護者対策
- ① -4 災害に強い都市の実現

地域コミュニティ 住環境 治安

- ② 地域における区民参画・協働の推進
- ③ 地域における活動・交流拠点の充実
- ④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備
- ⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上

2

子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

子育て支援

- ① -1 妊娠期からの切れ目のない支援
- ① -2 未就学児の子育て世帯への支援
- ① -3 保育の質の向上・保育サービスの充実
- ① -4 課題を有する子育て世帯への支援

教育

- ② -1 就学前の子どもに対する教育
- ② -2 未来を切り拓くための力を育成する教育
- ② -3 一人ひとりに寄り添った教育
- ② -4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所作り
- ② -5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備
- ② -6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進

子ども・若者支援 社会的養護

- ③ -1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出
- ③ -2 多様な子ども・若者への支援

3

生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

高齢者・障害者等の自立支援 地域福祉 権利擁護

- ① -1 どんな悩みごとでも受け止める相談体制の強化
- ① -2 住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化
- ① -3 社会とのつながりや参加を支える仕組みづくり
- ① -4 年齢や障害にかかわらずいきいきと生活し続けるための支援
- ① -5 暮らしやすく、社会につながる環境の整備
- ① -6 共に支え合い、思いやりあふれる地域づくりの推進
- ① -7 福祉人材の確保・支援と福祉サービスの質の向上

健康・地域医療 保健衛生・健康危機管理

- ② 地域における区民参画・協働の推進
- ③ 地域における活動・交流拠点の充実
- ④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備
- ⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上

4

豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち

文化芸術 生涯学習 スポーツ

- ① 地域文化・伝統文化の継承と発展
- ② 文化芸術への参加・創造の機会の創出
- ③ 学習活動の支援を通じた生涯学習の推進
- ④ 多様な役割を持つ新たな図書館の実現
- ⑤ 生涯を通じたスポーツ活動の推進

5

活気のにぎわいを生み出す産業と観光のまち

産業振興 観光振興 消費生活

- ① 中小企業の経営力強化と起業・スタートアップの支援
- ② 持続可能な商店街に向けた活性化支援
- ③ 観光資源の活用による地域経済の活性化
- ④ 観光情報の発信強化と受入環境の整備
- ⑤ 消費者教育の推進と消費生活相談の充実

6

共につくる地球にも人にもやさしいまち

気候変動・脱炭素 循環型社会 生活環境

- ① 脱炭素社会の実現
- ② みどりのネットワークの形成
- ③ 省資源・循環型社会の形成
- ④ 良好な生活環境の保全
- ⑤ 人にも地球にも優しい行動の促進

7

誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

都市再生 景観 道路・交通 公園

- ① 地域の特性を生かした都市づくり
- ② 池袋駅周辺地域の再生
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 魅力ある公園づくり

○ 豊島区の動向

(2)「豊島区教育大綱」の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされています。

区政において極めて重要な柱である「教育」について、民意を代表する区長として何を目指していくかという方針を示すために、新たに「豊島区教育大綱」を策定することとし、令和6(2024)年9月の「総合教育会議」での最終協議を経て、10月に策定しました。

目指すまちの姿

**未来を切り拓く 笑顔で元気な
“としまっ子” が育つまち**

目指す子どもの姿

学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、すべての子どもの学びを支え、「元気でたくましく、個性や能力を伸ばしていける子ども」「人とのつながりを大切にし、ともに支えあう子ども」「多様な体験を通して、豊かな心を育む子ども」「地域に育まれ、地域を愛する子ども」を育てます。

○ 豊島区の動向

◆「豊島区教育大綱」における方針と具体的な取組

No	方針	具体的な取組
1	幼児期からの切れ目のない教育を推進し、未来を担う確かな学力と健康で活力に満ちた子どもを育成します。	①生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させます。 ②子どもたちの9年間の学びと育ちをつなぐ、小中連携教育のさらなる推進を図ります。 ③学ぶ楽しさと喜びを実感できる教育を推進し、子どもたちの学習意欲と学力・能力を高めていきます。 ④自然やスポーツなど多様な体験の場を通して、健康でたくましく生きていくための基盤をつくります。
2	多様性を認め、誰もが自己肯定感や自己有用感を感じられる教育を推進します。	①子どもたちの声をしっかりと聴き、思いを受けとめ、子どもの学ぶ権利を保障します。 ②障害の有無や国籍、性別等にかかわらず、個々の人権を大切にし、一人ひとりの子どもに寄り添った教育を推進します。 ③いじめや不登校、困難な家庭環境などの状況に置かれている子どもを誰一人取り残さず、全力でサポートします。
3	地域の魅力や芸術・文化に触れる体験を通じ、心豊かで地域を愛する子どもを育成します。	①芸術鑑賞や地域の方々とのふれあいを通して、豊かな感性と社会性を育みます。 ②地域の歴史や文化について理解を深め、地域を愛する心や、地域文化の伝承・発展の担い手を育成します。 ③国際色豊かなまちの強みを活かして、多文化教育を推進し、共生社会の担い手となるグローバルな人材を育成します。
4	子どもと教員を支え、学びと成長を実感できる、新しい時代に適応した学校づくりを推進します。	①学校・家庭・地域がつながり、地域全体で子どもを見守り、育てる教育活動を展開します。 ②企業や大学など、地域ネットワークを活用した、多様で特色のある教育・体験の場を創出します。 ③計画的な学校改築・改修を推進し、どの学校においても快適な学習環境を提供します。 ④学校図書館の学習情報センター化と学校図書館司書の充実を図り、子どもたちが主体的に学習できる環境を整備します。 ⑤教員が心のゆとりとやりがいをもって生き生きと働ける環境をつくり、教育活動の質を向上させます。

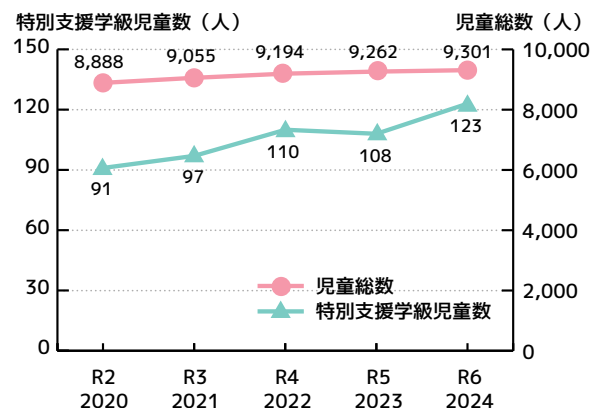
豊島区の現状

(1) 区立小中学校と特別支援学級の子どもの数の推移

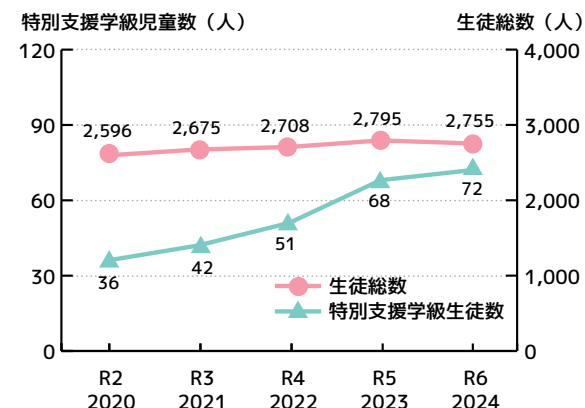
区立小学校に在籍する子どもの数は直近5年間で概ね増加傾向にあります。一方、区立中学校に在籍する子どもの数は、過去4年間増加傾向でしたが、令和6(2024)年度は微減しました。

特別支援学級の在籍数も、直近5年間で小中ともに概ね増加傾向にあります。これに対応するため、令和5(2023)年度、新たに特別支援学級(自閉症・情緒障害)を1校に設置し、計2校となりました。

区立小学校の子どもの数と
特別支援学級の子どもの数の推移



区立中学校の子どもの数と
特別支援学級の子どもの数の推移

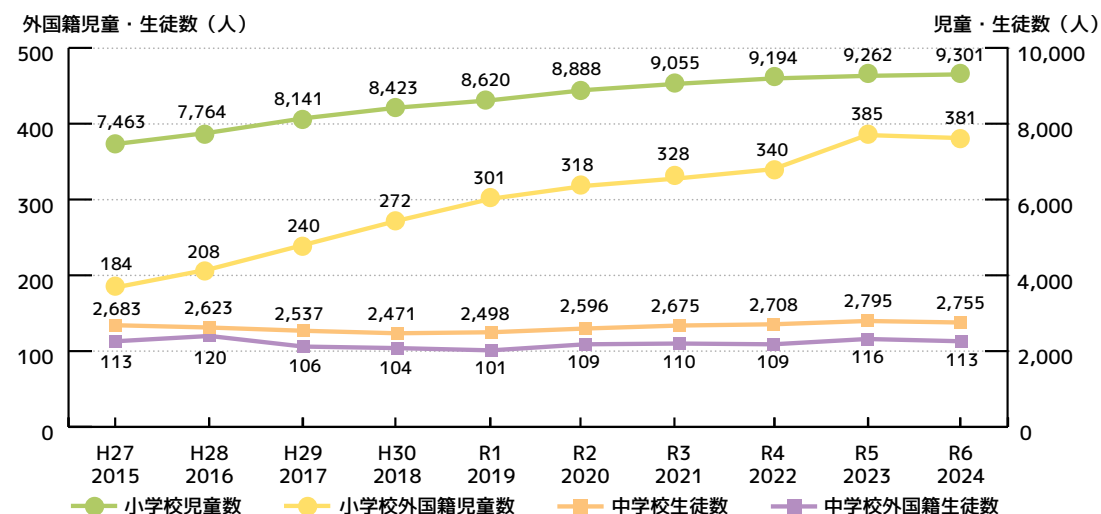


(2) 区立小中学校に在籍する外国籍の子どもの数の推移

区立小中学校に在籍する外国籍の子どもの数は、小学校においては増加傾向、中学校においては概ね横ばいで推移しています。

外国籍の子どもの国籍も多様化してきており、国籍・文化・人種など、個性や人権を尊重しあいながら学べる教育環境を整備することがこれまで以上に重要となってきています。

区立小中学校に在籍する外国籍の子どもの数の推移



○ 豊島区の現状

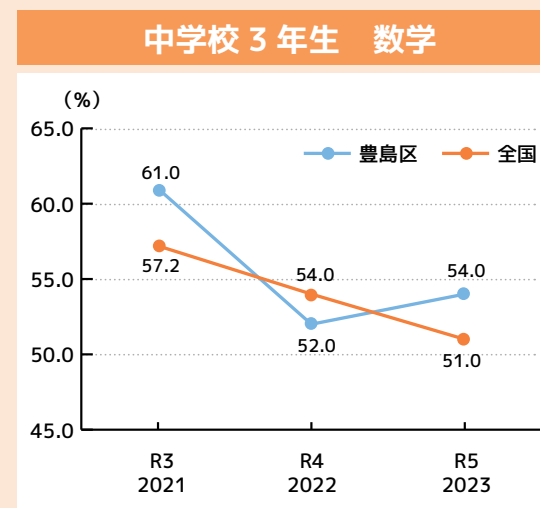
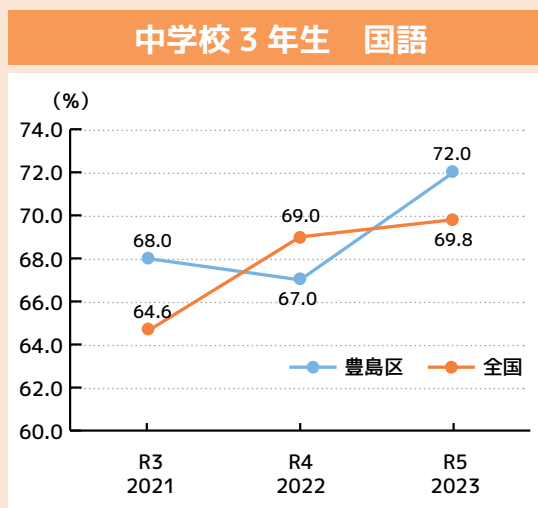
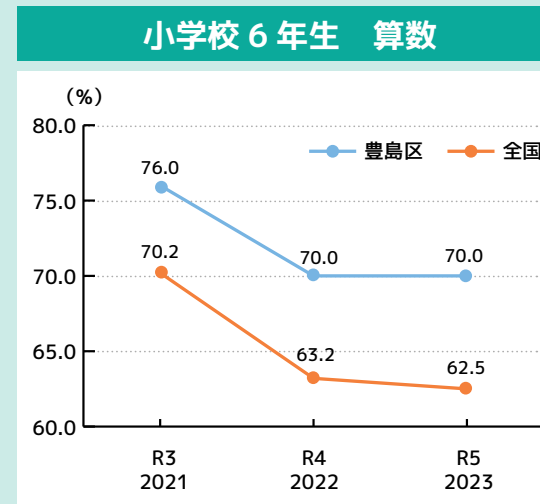
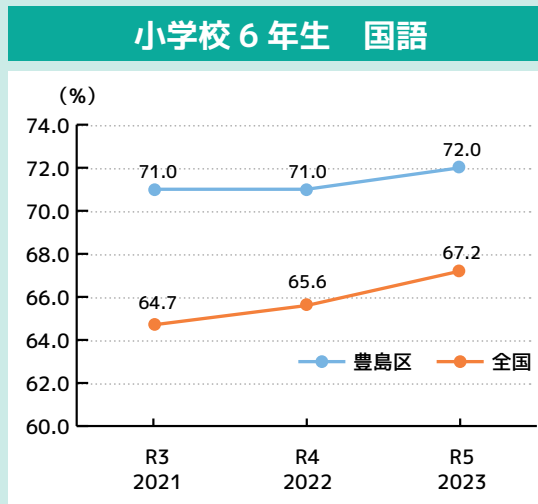
(3)「全国学力・学習状況調査」の状況

1年に一度、小学校第6学年、中学校第3学年のすべての子ども（知的固定学級の子どもを除く）を対象に「全国学力・学習状況調査」を実施しています。小学校では国語と算数、中学校では国語、数学、理科、英語の教科について調査しています。

直近の調査結果では、小中学校ともにすべての教科で全国の正答率を上回る結果となりました。一方、小学校では記述式の問題において「記述なし」の回答が全国や東京都に比べて高いことや、中学校では知識・技能を問う問題について東京都の正答率より低いなど、課題も見えてきました。

そのため、豊島区教育委員会は、「学んだことや身につけたことを明確にするために、各授業の『めあて』に対して振り返らせること」「伝え合ったり書いたりするなど日常的に表現する活動を取り入れること」の2点について学校に指導・助言を行い、子どもが自分の考えなどを表現する力を身につけることができるよう取り組んでいます。

国語・算数（数学）における平均正答率の推移（小学校・中学校）



※ R2 はコロナ禍により中止のため除く。

豊島区の現状

(4)「東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」結果の推移

子どもの体力については、全国的に低下傾向にあり、教育活動のみならず、子どもの日常生活にも影響を及ぼすことが懸念されています。

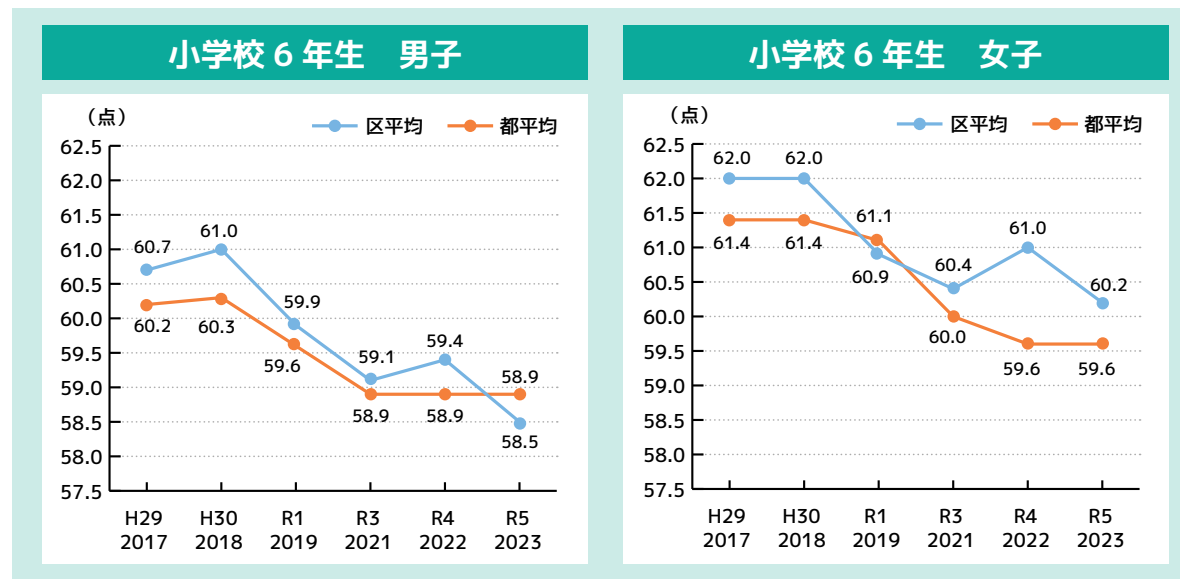
体力低下の要因として、令和元(2019)年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大による感染防止対策として、体育の授業や屋外での教育活動、部活動が制限されるなど、子どもが体を動かす機会、時間が減少したことなどが挙げられます。

今後、学校生活において、体を動かし、積極的に運動に親しむ機会を確保するとともに、部活動の充実を図るため地域連携・地域移行を進めていく必要があります。また、企業や大学、地域の団体と連携して、継続的・長期的に運動やスポーツに親しむ機会を創出していく必要があります。

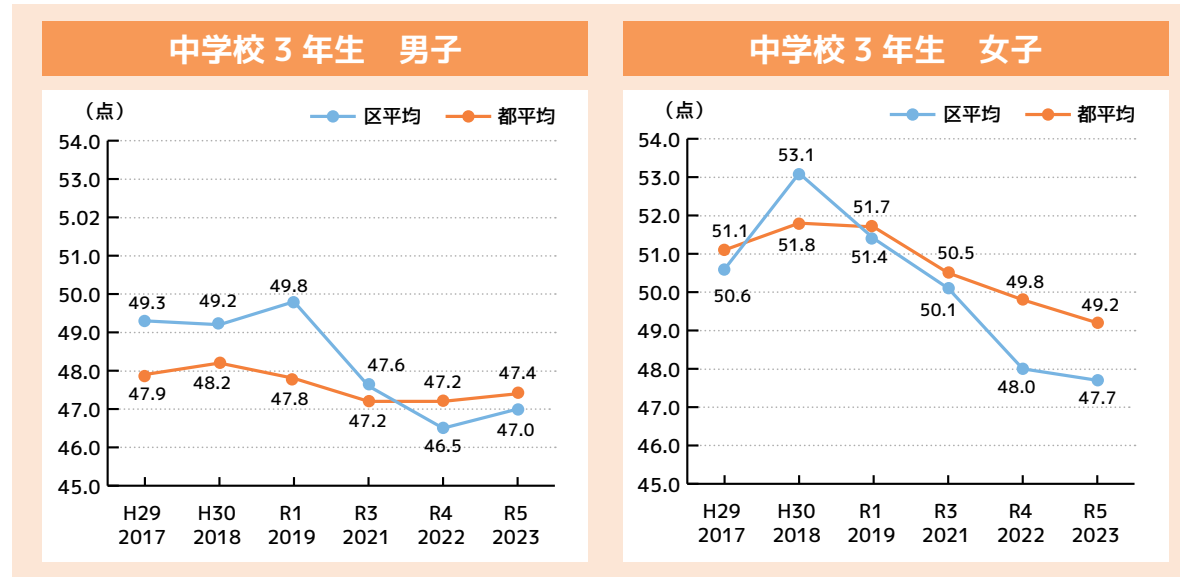
*1 体力合計点とは、小学校8種目、中学校8種目の記録を男女別に点数化(1～10点)し、その合計点を80点満点で数値化したもの。

*2 R2はコロナ禍により希望校のみの実施のため、結果から除く。

体力合計点の推移(小学6年生)



体力合計点の推移(中学3年生)



○ 豊島区の現状

(5) 不登校の発生状況と未然防止・早期支援

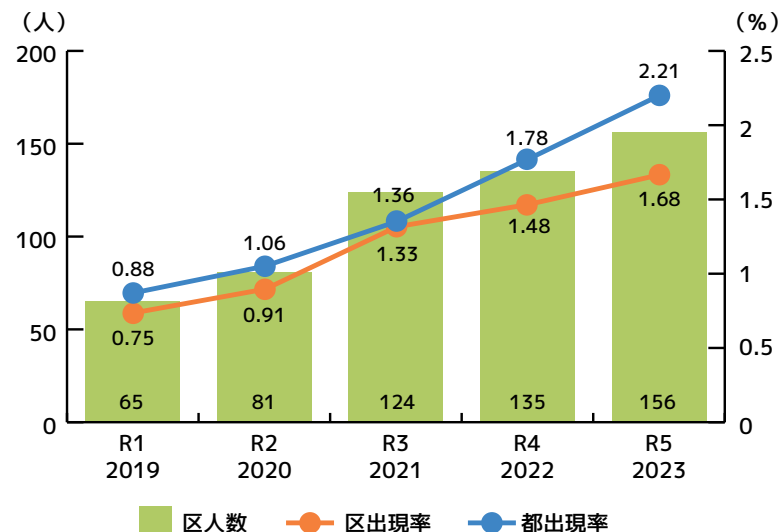
今日、全国的な傾向として不登校の子どもの数が増加しています。

文部科学省の調査「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5(2023)年度、全国の小中学校から報告のあった不登校の子どもの数は合わせて34万6482人と、過去最多となりました。増加の要因として、子どもの休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透などによる保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする子どもに対する早期からの適切な指導や、必要な支援に課題があったことなどが挙げられています。

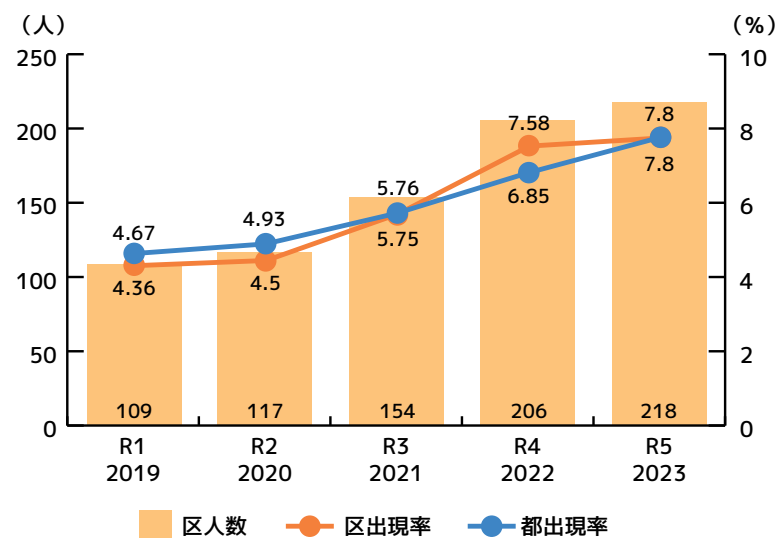
豊島区においても、不登校の子どもの数は5年間で約2倍に増えており、毎年増加傾向にあります。増加の要因として、主に「生活リズムの不調」や「集団生活への不安」が挙げられています。

この危機的状況を受け、スクールソーシャルワーカー*を増員するとともに、従来の派遣型に加え、学校配置型の支援を実施するなどして、学校と協働し、不登校・いじめ・虐待などの予防を強化しています。

不登校の子どもの数と出現率の推移（小学校）



不登校の子どもの数と出現率の推移（中学校）



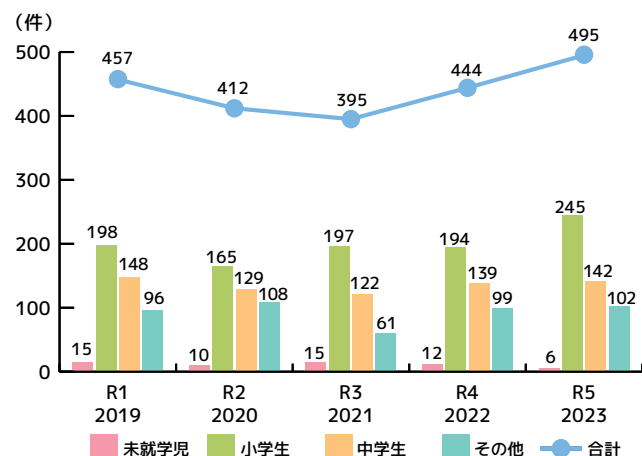
豊島区の現状

(6) 豊島区教育センターにおける相談事業などの推移

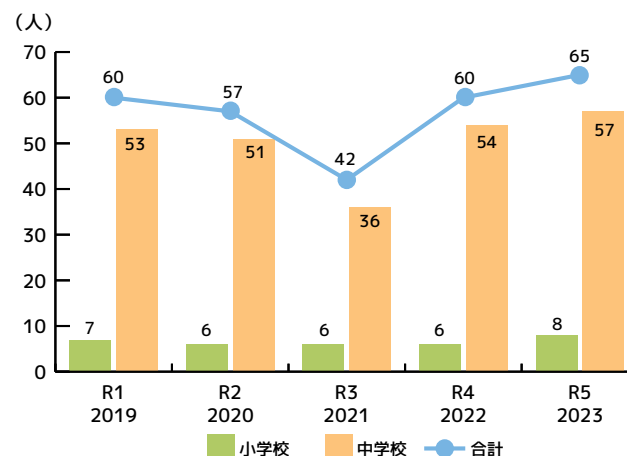
教育センターには、子どもの成長や発達に伴って生じる様々な問題や悩みについて、就学相談や教育相談など子どもの成長に伴走する相談体制があります。また不登校対策として、学校が早期に不登校傾向を把握し、スクールカウンセラー*による教育相談、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、全中学校配置の不登校対策支援員による自立支援など、状況に応じて複数の専門職が連携し、多角的な支援を行っています。教育センターでは、学校に通うことが難しい子どもの学校への復帰や社会的自立を支援するために、適応指導教室（柚子の木教室）や全中学校設置の校内教育支援センターの利用など、不登校の子どもの居場所機能の強化を図っています。

それぞれの事業は、令和4(2022)年度以降はコロナ禍以前の水準に戻りつつある状況です。今後も事業の効果を確認しながら、教育センターと学校、関係機関が連携し、子どもや家庭に対する支援を進めていく必要があります。

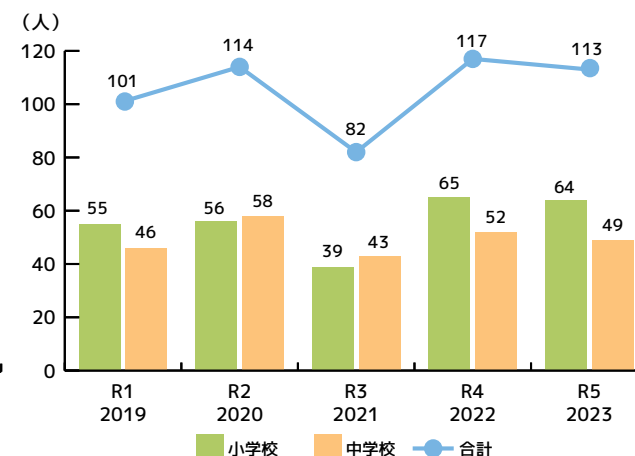
教育相談室での
来所継続相談件数の推移



適応指導教室入級の
子どもの数の推移



スクールソーシャルワーカー活用事業
申請・支援者人数の推移



○ 豊島区のエ育課題

国や東京都の動向、豊島区の状態を踏まえ、今後取り組むべき主な教育課題として、次のような課題があります。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進

確かな学力の向上については、学力調査の結果分析を踏まえた授業改善に取り組んでいます。また、一人ひとりの状況に応じた学びを進めるために、一人1台タブレット端末を活用した授業の展開を進めています。

今後は、一人1台タブレット端末を活用した教育と対面での教育を融合させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進していく必要があります。



ICTを活用した協働的な学び

心の教育の充実

道徳教育については、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため授業の充実を図り、子どもの人権意識の醸成を目指してきました。

今後は、「豊島区子どもの権利条例」に基づく、人権に関する授業などを継続的に実施し、心の教育を充実させていく必要があります。



豊島区子どもの権利擁護委員を講師
とした道徳授業地区公開講座

健康教育の充実

子どもたちの健やかな成長を後押しするため、各学校で、がん教育や歯と口腔の健康づくりなど、健康教育や食育*の充実を図ってきました。

コロナ禍を経て、子どもの体力・運動能力が低下する中、健康維持・健康増進に対する意識を高め、運動に親しむ機会を創出していく必要があります。



歯科医師会と連携した
歯の健康に関する授業

豊島区教育課題

保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携

区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を整備し、小学校への円滑な接続に向けて、保育園・幼稚園・小学校の間での子ども同士の交流や職員の連携を深めるとともに、全中学校ブロックにおいて9年間の学びを通じた小中連携教育を進めています。

今後は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育のさらなる質の向上を図り、小学校就学以降も学びの芽を伸ばしていく保幼小の連携強化を図っていく必要があります。また、学校生活に馴染めず不安を抱える子どもが増加する中、中学校進学への不安を解消するため小中連携教育の取組を充実・加速させていく必要があります。



幼小・小中の交流

幼児教育の質の向上および保幼小連携の強化

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての就学前の子どもに質の高い幼児教育を行うとともに、保幼小連携を強化し小学校へ円滑に接続させる必要があります。今後は、区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を整備し、区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や公立・私立保育園を含めた、合同研修などの実施や小学校との円滑な接続が可能な仕組みを検討していく必要があります。



幼稚園・保育園長と小学校校長
を交えた研修の様子

認定こども園の検討

認定こども園については、「豊島区教育ビジョン検討委員会 幼児教育部会」において、「待機児童ゼロの達成」「預かり保育の拡大、給食の提供」「幼児教育センターの設置により、質の高い幼児教育の提供や保幼小連携強化による幼児教育施設間及び小学校との連携を積極的に推進」「区立幼稚園及び幼児教育センターの幼児教育に係る相談機能の充実」などにより代替できる旨の報告（令和6(2024)年11月）がありました。

今後は幼児教育センターおよび区立幼稚園の取組状況を見定めながら、次期教育ビジョン（令和12(2030)～16(2034)年度）の策定時に改めて方向性を検討します。



幼稚園・保育園児と
小学校児童との交流

インクルーシブな教育*の推進

特別な支援を要する子どもに対して、「豊島区特別支援教育推進計画」を策定し、今後の区立学校における特別支援教育*の方向性を示しています。

特別支援教育に関する理解が深まる中、インクルーシブな教育に対する捉え方が様々である現状を踏まえ、インクルーシブな教育のさらなる推進が求められています。



車いすバスケット体験

○ 豊島区の教育課題

スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーのさらなる連携

いじめや不登校などへの対応について、スクールソーシャルワーカーを増員するなど、どのような課題へもチームで対応する組織づくりが始まっています。今後は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのさらなる連携を図り、児童相談所や保健福祉部局との連携を密に、子どもと保護者の悩みに適切に対応していく必要があります。



スクールソーシャルワーカーの
研修・勉強会

放課後の居場所づくりの充実

共働き世帯の増加などにより、子どもスキップ*（学童クラブ）を利用する子どもが増加しています。また、中学生が放課後に過ごす居場所が不足しています。子どもたちが安全・安心な環境のもとで遊びや学習、部活動など思い思いに過ごせる居場所が求められており、子どもスキップの施設整備やプログラムの充実、部活動の円滑な地域連携・地域移行などを推進する必要があります。



子どもスキップで遊ぶ子どもたち

学校における働き方改革のさらなる推進

教員の長時間労働の是正に向けて、スクールサポートスタッフ*の全校配置、校務支援員*の配置強化および出退勤システムの整備など、区立小中学校における働き方改革を推進しています。

今後は、校務のDX化、部活動の地域移行の推進など、教員の働き方改革をさらに推進するとともに、教員研修を充実し、教員の資質・能力の育成や指導力の向上を図っていく必要があります。また、カリキュラムマネジメント*の取組を通して、教育活動の質の向上を図り、働き方改革につなげる必要があります。

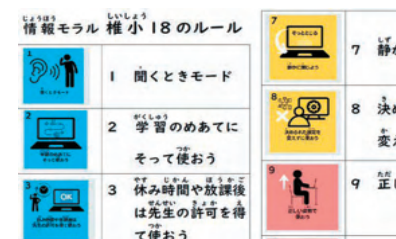


授業風景

情報モラル*教育の充実

ICT環境整備が進んだことにより、ハード・ソフト両面で情報モラル対策を進めています。

今後も、教育現場において、ICTを活用した学習環境の整備を計画的に進めるとともに、学校および家庭における情報モラル教育の充実を図り、情報を正しく安全に利用できる能力を育成する必要があります。



研究開発指定校による
情報モラルカードの開発

○ 豊島区のエデュケーション課題

計画的な学校改築・改修

区立小中学校 30 校のうち、令和 6 (2024) 年度現在、小学校 5 校、中学校 5 校の改築が完了し、小中学校の改築割合が 1 / 3 となりました。

今後は、新たな学校改築計画に基づき、計画的な学校改築を引き続き推進していくとともに、改築の時期が遅くなる学校については学校施設の長寿命化を図るため、校舎の老朽化対策と学習環境整備の取組を同時に進めていく必要があります。



巣鴨北中学校（令和元（2019）年度竣工）

「安全・安心な学校づくり」の推進

これまでインターナショナルセーフスクール*活動を通じて、学校・地域が一体となり「安全・安心な学校づくり」を行ってきましたが、今後は、インターナショナルセーフスクールで培ったノウハウをコミュニティ・スクール活動の中に取り入れて実践し、子どもが安心して学べる環境を確保していく必要があります。また、医療的ケアが必要な子どもやアレルギー疾患のある子どもなどへの対応についても、どの学校でも対応できるよう、受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。



地域の方々による登校時の見守り活動

学校図書館の学習情報センター*化と学校図書館司書の充実

子どもたちの豊かな学びを支え、主体的な学習活動の支援を強化するために、学校図書館を学習情報センターとして整備しています。また、現在、学校図書館司書を全校に週 1 回以上配置しています。

今後は、子どもの読書活動や主体的・協働的な学びを促進するため、学習情報センター化のさらなる推進と、図書館司書の配置拡大などを進めていく必要があります。



池袋第一小学校の学習情報センター

コミュニティ・スクールの全校化

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題が増加する中、子どもたちの健やかな成長を育むため、保護者や地域住民が学校経営に参画するコミュニティ・スクールの導入を順次進めています。今後、コミュニティ・スクールを全校に導入し、学校・地域・保護者・PTA が連携して、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制をさらに充実していく必要があります。



地域の方々と花壇の世話をする子どもたち